

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで(4④欄にあつては前々年の4月1日から前年の3月末日まで)とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況(国内)
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」(4③欄にあつては無期雇用)、「それ以外」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇についてはその延数(人日)を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること(以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。)
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。)のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況(国外)
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人(件)数、それ以外の就職人(件)数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。

- 7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。
- また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。

新職種コード

職種コード	職種の区分	留意事項・主な職業例
a	家政婦（夫）	家政婦（夫）を052とは分けて区分
b	マネキン	マネキンを045とは分けて区分
c	調理師	
d	芸能家	
e	配せん人	配せん人を056とは分けて区分
f	モデル	
g	医師	医師を021とは分けて区分
h	保育士	保育士を029とは分けて区分
i	特定技能の在留資格に係る職業紹介	特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を取得した者及び特定技能の在留資格により就労を希望している者
001	法人・団体役員	
002	法人・団体管理職員	工場・支店・営業所等の長
003	その他の管理的職業	部長
004	研究者	
005	農林水産技術者	
006	開発技術者	各種開発技術者
007	製造技術者	
008	建築・土木・測量技術者	建築設計士、測量士
009	情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	ソフトウェア開発技術者、プログラマー
010	情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	ITコンサルタント、ITシステム設計技術者
011	その他の技術者の職業	
012	法務の職業	裁判官、弁護士、弁理士、司法書士
013	経営・金融・保険の専門的職業	公認会計士、税理士、社会保険労務士
014	宗教家	神職、僧侶
015	著述家、記者、編集者	著述家、翻訳家、記者
016	美術家、写真家、映像撮影者	イラストレーター、映像撮影者
017	デザイナー	ウェブデザイナー、グラフィックデザイナー
018	音楽家、舞台芸術家	番組制作者、アシスタントディレクター
019	図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）	
020	その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	職業スポーツ家、通訳
021	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	歯科医師、獣医師、薬剤師
022	保健師、助産師	
023	看護師、准看護師	
024	医療技術者	診療放射線技師、歯科衛生士
025	栄養士・管理栄養士	
026	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	
027	その他の医療・看護・保健の専門的職業	環境衛生監視員、心理カウンセラー
028	保健医療関係助手	看護助手、歯科助手
029	保育士・幼稚園教員	
030	学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	
031	学校等教員	高等専門学校教員、大学教員
032	習い事指導等教育関連の職業	学習・語学指導等教師、スポーツ・舞蹈指導員
033	総務・人事・企画事務の職業	
034	一般事務・秘書・受付の職業	
035	その他の総務等事務の職業	法務・広報・知的財産事務の職業
036	電話・インターネットによる応接事務の職業	コールセンターオペレーター
037	医療・介護事務の職業	
038	会計事務の職業	現金出納事務員、預・貯金窓口事務員
039	生産関連事務の職業	生産現場事務員、出荷・受荷係事務員
040	営業・販売関連事務の職業	貿易事務員
041	外勤事務の職業	集金人、調査員
042	運輸・郵便事務の職業	旅客・貨物係事務員、運行管理事務員
043	コンピュータ等事務用機器操作の職業	データ入力事務員
044	小売店・卸売店店長	
045	販売員	レジ係、百貨店販売店員
046	商品仕入・再生資源卸売の職業	
047	販売類似の職業	不動産仲介・売買人、保健代理人
048	営業の職業	
049	福祉・介護の専門的職業	障害者福祉施設指導専門員
050	施設介護の職業	障害者福祉施設介護員
051	訪問介護の職業	訪問入浴介助員
052	家庭生活支援サービスの職業	家事手伝い
053	理容師、美容師、美容関連サービスの職業	エステティシャン、ネイリスト
054	浴場・クリーニングの職業	
055	飲食物調理の職業	学校給食調理員、バーテンダー
056	接客・給仕の職業	飲食店店長、旅館・ホテル支配人
057	居住施設・ビル等の管理の職業	駐車場・駐輪場管理人
058	その他のサービスの職業	添乗員、観光案内人、広告宣伝員
059	警備員	道路交通誘導員
060	自衛官	
061	司法警察職員	警察官、海上保安官
062	看守、消防員	
063	その他の保安の職業	海水浴場監視員、ガス設備保安点検員
064	農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）	
065	林業の職業	
066	漁業の職業	漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
067	生産設備オペレーター（金属製品）	
068	生産設備オペレーター（食料品等）	飲料・たばこ生産設備オペレーター
069	生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	化学製品・塗料・土石・繊維製品・木製品・印刷・製本・ゴム・プラスチック製品等生産設備オペレーター
070	機械組立設備オペレーター	はん用・生産用・電気機械器具・自動車等組立設備オペレーター
071	製品製造・加工処理工（金属製品）	製鉄工、製鋼工、非鉄金属洗練工、鋳物製造工、金属熱処理工
072	製品製造・加工処理工（食料品等）	
073	製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	化学製造・衣服・繊維製品・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品等製造工、印刷・製本作業員
074	機械組立工	電気機械・光学機械器具等組立工
075	機械整備・修理工	
076	製品検査工（金属製品）	金属材料検査工、金属加工・溶接検査工
077	製品検査工（食料品等）	食料品検査工
078	製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	化学製品・衣服・繊維製品・紙製品・印刷・製本・ゴム・プラスチック等検査工
079	機械検査工	電気機械器具・光学機械器具等検査工
080	生産関連の職業（塗装・製図を含む）	建築塗装工、画工、看板製作工
081	生産類似の職業	映写技師、音響係
082	配送・集荷の職業	郵便集配員、電報配達員、新聞配達員
083	貨物自動車運転の職業	大型トラック運転手
084	バス運転の職業	
085	乗用車運転の職業	タクシー・ハイヤー運転手
086	その他の自動車運転の職業	レッカー運転手
087	鉄道・船舶・航空機運転の職業	鉄道運転士、船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
088	その他の輸送の職業	車掌、フォークリフト運転作業員
089	施設機械設備操作・建設機械運転の職業	ビル設備管理員、クレーン・巻上機運転工
090	建設躯体工事の職業	とび工、解体工
091	建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	大工、屋根ふき工、左官、配管工
092	土木の職業	
093	採掘の職業	
094	電気・通信工事の職業	送電線架線・敷設作業員
095	荷役・運搬作業員	港湾荷役作業員、梱包作業員
096	清掃・洗浄作業員	
097	包装作業員	
098	選別・ピッキング作業員	商品仕分け作業員
099	その他の運搬・清掃・包装・選別の職業	工場業務員、小売店品出し・陳列・補充作業員

（紹介予定派遣）

旧職種コード

旧職種コード	職種の区分
001	芸能家
002	家政婦（夫）
003	配せん人
004	調理師
005	モデル
006	マネキン
007	技能実習生
008	医師
009	看護師
010	保育士
011	特定技能の在留資格にかかる職業紹介
01	管理的公務員
02	法人・団体の役員
03	法人・団体の管理職員
04	その他の管理的職業
05	研究者
06	農林水産技術者
07	開発技術者
08	製造技術者
09	建築・土木・測量技術者
10	情報処理・通信技術者
11	その他の技術者
12	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
13	保健師、助産師、看護師
14	医療技術者
15	その他の保健医療の職業
16	社会福祉の専門的職業
17	法務の職業
18	経営・金融・保険の専門的職業
19	教育の職業
20	宗教家
21	著述家、記者、編集者
22	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
23	音楽家、舞台芸術家
24	その他の専門的職業
25	一般事務の職業
26	会計事務の職業
27	生産関連事務の職業
28	営業・販売関連事務の職業
29	外勤事務の職業
30	運輸・郵便事務の職業
31	事務用機器操作の職業
32	商品販売の職業
33	販売類似の職業
34	営業の職業
35	家庭生活支援サービスの職業
36	介護サービスの職業
37	保健医療サービスの職業
38	生活衛生サービスの職業
39	飲食物調理の職業
40	接客・給仕の職業
41	居住施設・ビル等の管理の職業
42	その他のサービスの職業
43	自衛官
44	司法警察職員
45	その他の保安の職業
46	農業の職業
47	林業の職業
48	漁業の職業
49	生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
50	生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
51	生産設備制御・監視の職業（機械組立）
52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
54	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
57	機械組立の職業
60	機械整備・修理の職業
61	製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
62	製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
63	機械検査の職業
64	生産関連・生産類似の職業
65	鉄道運転の職業
66	自動車運転の職業
67	船舶・航空機運転の職業
68	その他の輸送の職業
69	定置・建設機械運転の職業
70	建設躯体工事の職業
71	建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
72	電気工事の職業
73	土木の職業
74	採掘の職業
75	運搬の職業
76	清掃の職業
77	包装の職業
78	その他の運搬・清掃・包装等の職業

（紹介予定派遣）